

仕様等に関する質問回答表

件名	防府市学校給食センターで使用する電気	入 札 日	令和8年7月17日
質問内容	料金算定時及び内訳書作成時における端数処理(月々の基本料金・従量料金あるいは月次の電力量料金)につきましてご指定ございますか。		
回答内容	料金算定時は仕様書の「6 契約期間中における電気料金の算出式(1月あたり)」に記載しております。「※基本料金単価及び電力量料金単価は小数点第2位までとする 基本料金、電力量料金は小数点第2位までとし、第3位を四捨五入とする 電気料金は1円未満の端数を切り捨てとする」としてください。 内訳書作成時は総価の計算内訳書に記載しております「各月の基本料金と電力量料金の計欄(J)及び総価金額(L)は、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。」としてください。		
質問内容	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元(基準燃料価格、基準市場価格、算定式等)を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。		
回答内容	燃料費等調整額の算定諸元については、契約締結日時点のものを適用する想定としております。 契約期間中に算定諸元に変更が生じた場合は、以降適用する算定諸元も含め、双方協議とさせていただきます。		
質問内容	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。		
回答内容	了承します。		

質問内容	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承くださいませ。
回答内容	「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目が合計値で記載される形で問題ありません。 なお、燃料費等調整単価は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件(高圧)に準じるものと同じくしてください。

質問内容	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し(単価変更)に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。
回答内容	お見込みのとおりです。

質問内容	予備電源もしくは予備線はございますか。 また、自家発補給電力のご契約はございますでしょうか。
回答内容	予備電源及び予備線はありません。 また、自家発補給電力の契約はありません。

質問内容	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。
回答内容	本施設は請求書の紙媒体での提出は必須ではありませんので了承します。 ただし、登録または閲覧に係る費用については、インターネットの通信料を除いて市で負担できません。 検針結果の内訳についても問題ありません。ただし、仕様書内「3 供給条件」に記載の30分毎の供給電力量が確認できることは必須となります。

質問内容	お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。
回答内容	支払い方法は振込です。

質問内容	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。
回答内容	了承します。

質問内容	対象施設内で入居されているテナント様から個別(分割)での入金等は発生いたしますか。また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。
------	--

回答内容	いずれも発生しません。
------	-------------

質問内容	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。
------	-----------------------------

回答内容	落札した相手方との契約締結に伴う協議は可能ですが、入札にあたって公表されている仕様等の変更は認められません。
------	--

質問内容	第5条(権利義務等の譲渡等) 下記文言の修正をお願いできますでしょうか。 ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。 ➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。
------	---

回答内容	契約書(案)のとおりとします。
------	-----------------

質問内容	第8条(契約電力) 契約電力について、下記文言を参考に追記をお願いできますでしょうか。 2 最大需要電力が500kW以上となった場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を甲乙の協議により定めることとする。 3 2において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。
回答内容	契約書(案)のとおりとします。

質問内容	第9条(計量及び検査) 計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いできますか。 『計量日時は毎月1日午前0時』
回答内容	契約書(案)のとおりとします。 ※追記の趣旨は理解しますが、本契約書は請求対象期間を当該月内で明確に区切る趣旨で「毎月末日の24時」と規定しております。

質問内容	第9条(計量及び検査)第11条(料金の支払) 記載では「検査終了後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日(計量日)の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。
回答内容	了承します。

質問内容	第13条(代金の支払を遅延した場合の遅延利息) 遅延利息の年3%の割合について、下記文言を参考に修正をお願いできますでしょうか。 遅延した日数分を政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を乙に支払うものとする。
回答内容	契約書(案)のとおりとします。

質問内容	第19条(疑義の解決) 定めのない事項に付き協議を行う際に 『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。
回答内容	契約書(案)のとおりとします。

質問内容	第〇条(違約金・・) 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』
回答内容	契約書(案)のとおりとします。

質問内容	第〇条(・・力率割引に関する記載条項・・) 力率割引についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。
回答内容	契約書(案)のとおりとします。